

住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定

【住民投票に付することができる事項】

坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
<p>(住民投票に付することができる重要事項) 第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項(以下「重要事項」という。)は、市が処理する事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (2) 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (3) 市の組織、人事及び財務に関する事項 (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと市長が認める事項</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1) 市の権限に属さない事項 (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項 (3) 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p> <p>(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例) 第4条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。</p>	<p>(市政に係る重要な事項) 第2条 住民投票に付する市政に係る重要な事項は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛否を問う必要があるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、住民投票に付することができる。 (1) 市議会の解散、本市の議会の議員又は市長の解職その他法令の規定に基づいて投票を実施することができる事項 (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利又は利益を不当に侵害するおそれのある事項 (3) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に関する事項 (4) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「町政運営に重大な影響を与える事項」とは、町が行う事務のうち、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1) 国、県及び他の自治体の権限等町の権限に属さない事項 (2) 議会の解散・議員の解職・町長の解職等、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) もっぱら特定の住民又は地域にのみ関係する事項 (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、総合的・長期的な検討をする必要があるものの、非常に高度で専門的・技術的な内容を含むもの、公序良俗に反するもの、基本的人権を侵害する恐れがあるもの、多様な可能性が存在し単純に賛否を問うことが適当でないもの、投票結果の実現可能性が乏しいもの等、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p> <p>(条例の制定又は改廃に係る住民請求の特例) 第4条 条例の制定又は改廃に係る住民請求は、地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「町政運営上の重要事項」とは、町が行う事務のうち、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 (1) 町の権限に属さない事項 (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) もっぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項 (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p> <p>(条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例) 第4条 条例の制定又は改廃に係る町民請求は、地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。</p>	<p>(市政に係る重要な事項) 第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。 2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされるものでなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。 (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 (3) 専ら特定の地域に関する事項 (4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項 (5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項</p>	<p>(住民投票に付することができる重要事項) 第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項(以下「重要事項」という。)とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 市の機関の権限に属さない事項 (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>

## 住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定

### 【投票資格者】

坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
<p>(投票資格者) 第5条 住民投票の投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する坂戸市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。ただし、公職選挙法第11条第1項及び第2項に該当し選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。</p>	<p>(投票資格者) 第8条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法第9条第2項に規定する市議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。</p>	<p>(投票資格者) 第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。</p>	<p>(投票資格者) 第8条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上鳩山町に住所を有するもの (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上鳩山町に住所を有するもの 2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>	<p>(投票資格者) 第8条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上美里町に住所を有する者とする。 (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上美里町に住所を有する者とする。 2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>	<p>(投票資格者) 第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 日本の国籍を有する者 (2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの(同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。)</p>	<p>(投票資格者) 第5条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する桐生市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであつて、規則で定める投票資格者名簿に登録されているものとする。</p>

## 住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定

### 【請求資格者】及び【請求の要件】

坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
<p>(住民投票の請求) 第6条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により重要事項について住民投票を請求することができる。</p>	<p>(市民投票の請求及び発議) 第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。 3 市議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。 4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら市民投票を発議することができる。</p>	<p>(請求又は実施の形式) 第4条 八潮市自治基本条例第28条第1項の規定による請求(以下「住民請求」という。)及び同条第2項の規定による請求(以下「議会請求」という。)並びに同条第4項の規定による実施(以下「市長発議」という。)に当たっては、住民投票に付そうとする事項について二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。ただし、住民投票に付そうとする事項が二者択一により難しいものについては、3以上の選択肢から1を選択する形式によることができるものとする。 *自治基本条例(請求等) 第28条 本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、住民投票の実施を議題とし、これを議決したときは、市長に対してその実施を請求することができる。 3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 4 前項に規定するもののほか、市長は、自ら住民投票を実施することができる。 5 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(住民投票の請求及び発議) 第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿の登録が行なわれた日において当該選挙人名簿に登録されている者(以下「選挙人」という。)は、町政運営に重大な影響を与える事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。 3 町議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された町政運営に重大な影響を与える事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。 4 町長は、町政運営に重大な影響を与える事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p>	<p>(住民投票の請求及び発議) 第3条 第10条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、町政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。 3 町議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ出席議員の過半数の賛成により議決された町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。 4 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p>	<p>(発議又は請求) 第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。 2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。</p>	<p>(市民からの請求による住民投票) 第6条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。 2 市長は、前項の規定による市民からの請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p>

## 住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定

### 【市民投票の成立要件】

坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
<p>(住民投票の成立要件) 第13条 住民投票は、1つの事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。</p>	<p>(市民投票の成立要件等) 第20条 市民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の3分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。</p>	<p>(住民投票の成立要件等) 第19条 住民投票は、一の住民投票に付された事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合において、当該投票における開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>	<p>(住民投票の成立要件等) 第22条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。 2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。</p>	<p>(住民投票の成立要件等) 第21条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。ただし、開票は行う。</p>	<p>規定なし。</p>	<p>(住民投票の成立要件等) 第10条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。</p>

## 住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定

### 【投票結果の尊重】

坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
<p>(投票結果の尊重) 第15条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(投票結果の尊重) 第23条 市議会及び市長は、市民投票の結果及び前条により把握された意思を尊重しなければならない。</p>	<p>特に規定なし。</p>	<p>(投票結果の尊重) 第24条 住民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(投票結果の尊重) 第23条 町議会及び町長は、住民投票が成立したときはその結果により把握された意思を尊重する。</p>	<p>(結果の尊重) 第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。</p>	<p>(投票結果の尊重) 第13条 市民、市議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。</p>

## 住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定

### 【同一事案の再請求を制限する期間】

坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
<p>(住民投票の請求の制限期間) 第16条 住民投票の請求は第14条の告示がされた日から2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。</p>	<p>(市民請求等の制限期間) 第24条 この条例による市民投票が実施された場合(第20条の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。</p>	<p>(再請求等の制限期間) 第21条 この条例による住民投票が実施された場合には、前条第1項の規定による告示がされた日の翌日から起算して2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同趣旨の事項について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことができない。</p>	<p>(住民請求等の制限期間) 第25条 この条例による住民投票が実施された場合には、第23条の告示の日から2年間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求等を行うことができないものとする。</p>	<p>(住民請求等の制限期間) 第24条 この条例による住民投票が実施された場合(第21条の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について町民請求等を行うことができないものとする。</p>	<p>第4条 *第1項から第3項省略 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。</p>	<p>(請求の制限期間) 第12条 この条例による住民投票が実施された場合には、前条の規定による告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第6条第1項の規定による請求を行うことができない。</p>